

ため、民間保険を解約して公的保険に加入するようになるのではないかと恐れている。この問題がかなり重大なのは、現在民間保険被保険者の約15%が農家であるため、食糧省では民間保険に加入している農家の70%（約61万人）は公的保険に移るものと推定しているが、一方保険協会ではこの割合は低すぎるとみている。

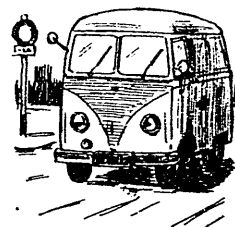
協会は農家に公的保険の加入は最終的なも

のであると言っているが、実際には純所得が現在1,575マルク（1973年1月1日以降1,725マルク）の拠出測定限度以下であれば、任意に地区疾病金庫に加入することができることになっている。

Frankfurter Allgemeine Zeitung.
28 September, 1972.

（安積鋭二 国立国会図書館）

西ドイツの病院財政改革法



1972年7月1日、病院財政改革法KHG——病院の経済的保障および病院医療費に関する法律——が公布された。この法律の公布によって、病院財政の新しい規定のための法律的根拠がつけられたことになる。これによって、永い間行われてきた病院財政に関する議論は、一応幕を閉じることになる。

以下、この法律の概要を紹介しよう。

病院改革法の特徴

この法律は、費用の分担と財政的責任を定めたものである。資本的費用は、将来公立病院にあっては租税でまかなわれ、営繕費を含む病院経営費などのその他の費用は、病院医療費からまかなわれることになる。このことは、病院の維持のための財源負担が公的任務

であることを意味する。また、これによって、1951—52年に社会保険の保険者グループによって将来の病院財政問題の解決策として提案されていたことが実現されたことになる。

病院財政に対する公的任務

国民が期待するような病院医療が行われていなかったため、すでに州によって少なからず補助が行われていた。1969年5月12日の基本法改正法で、はじめて連邦が病院財政の新しい秩序を確立する可能性がつけられた。こうして病院財政改革法が生まれることになったが、この法律は、病院財政は公的任務であるという認識から出発する。

将来、連邦は、病院の費用に対して大幅な負担をすることになる。病院の資本的費用は、必要である限り、連邦および州の財源からまかなわれる。

資本的費用

この法律の施行前に設立されている病院も、資本的費用に関して、施行後に設立され、公的財源が設立のために導入された病院と同

じ取扱いがなされる。こうした原則から、いわゆる古い債務も必要に応じて対象にされる。このことは、この法律の施行前の資本的費用のための債務に対しても必要な財源が保障されることを意味する。これによって、病院の費用のうち公的財源でまかなわれる部分が大きくなり、病院医療費によってまかなわれる部分が小さくなる。

この法律は、部分的に費用をまかなう病院医療費への要請に応え、社会的に負担しうる病院医療費を考えている。病院医療費の引き上げにあたっては、社会的負担が可能な範囲で段階的に引き上げが行われることになるが、その場合引き上げ率は、最高でこれまでの医療費の7.5%である。

病院からの要求

病院からの要求は、まず各州の病院需要計画に組み入れられることが前提である。このことは、基本法がいう、病院の計画は州の業務とするということが考慮されていることを意味する。しかし、大幅な連邦財源の供給によって、連邦と州の連帯責任も生じている。

要求は、特定の経営主体からのものに限らない。公益または私的の病院経営主体に対しても、要件が満たされている場合には、公的の病院経営主体と同様に財源が導入される。

連邦・州の負担額

この法律の施行により連邦が負担する費用の額は、1972年5,500万マルク、1973年12,000万マルク、1974年18,600万マルクである。1975年以降の負担額は、1病床当たりの費用(平均)の上昇率に応じて引き上げられることになっている。

また、州が負担する費用の額は、1971年約11億マルク(1病床当たり費用72,100マルクとして積算されている)、1972年約22億マルクと見込まれている。

1970年1月1日現在、約678,000病床(うち454,000床は救急用)が計画されているが、救急用として人口1万対74病床、特定疾病用として人口1万対37病床が確保されれば、西ドイツも世界のトップ・レベルに仲間入りすることができる。

病院財政改革法の評価

病院財政改革法については、種々評価が行われているが、「この法律は、将来、病院の費用が著しく増大した場合にはじめて目的を達成しうる。病院計画、および需要に応じた医師・看護要員を保証する措置は、とくにこの法律による影響が大きい」という見方が一般的のようである。

ともかく、この法律は、病院経営に対する公的責任(連邦および州の任務)を具体的に明らかにしたものと見て注目に値する。

H. Wegner, Gesetz zur Reform der Krankenhausfinanzierung, *Zeitschrift für Sozialhilfe*, Juni 1972, S. 167-168.
H. Harsdolf, Zur Verkündung des Krankenhausfinanzierungsgesetzes, *Die Krankenversicherung*, August/September, S. 219-223.

(石本忠義 健保連)